# 令和6年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【市補助】

## ☆補助額

工事に要する経費(消費税込み)の50%(20万円限度:千円未満切捨て)

# ☆**募集期間・受付会場** (いずれも、午前9時から午後5時まで)

- ○第1回目:**令和6年5月27日(月)**から**5月31日(金)**・802会議室(8階)
- ○第2回目:**令和6年7月22日(月)**から**7月26日(金)**・901会議室(9階)
- ※上記の受付期間に補助申請額が予算額を超えた場合は、公開で抽選を行い、補助予定者を決定いたします。 先着順ではありません。ただし、「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」による申込み の方は、抽選によらずに優先して補助予定者といたします。
- ※郵送での申込みはできません。

### ☆申請できる方

- ○山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家を所有し、(二親等までの親族を含む)かつ、当該住宅に居住する方。(実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要)
- ○市税等を滞納していない方。
- ○世帯(同居親族)の中で最も収入の多い方の前年の所得額が400万円以下であること。
- ○「移住世帯」とは

平成31年4月1日以降に山形市外から山形市内に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島の各県に限る。)に居住しており、平成31年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯員がいる世帯

○「空き家バンク登録空き家」とは

山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、令和5年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの(取得後、既に居住している場合を含む。)

○「豪雨被災住宅」とは

令和2年7月豪雨により、り災証明書を交付された住宅

### ☆対象となる住宅

- 山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の居住専用部分又は上記の空き家バンク 登録空き家。
- 過去にこの事業による補助を受けていない建物等(敷地内)であることが条件です。ただし、「豪雨被災住宅」、「住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事」は、過去にこの事業による補助を受けた建物等(敷地内)であっても2回目の利用が可能となります。

### ☆対象となる工事

- 1. 建築基準法及び関連する法令に適合するもの。
- 2. 別表に定める工事で、対象工事費が5万円以上のもの。
  - ①屋根(雨樋を含む)、外壁、軒天上の塗装及び修繕工事
  - ②床(畳替え、畳表替えを含む)、壁天井の内装工事及び建具(木製、鋼製)の修繕工事※障子紙、ふすま紙の張替えのみは除く
  - ③門、塀(ブロック塀等)並びに敷地内通路の築造及び修繕
  - ④住宅に付属する車庫、物置の工事

#### ※詳しくは別表を参照下さい。

- 3. 施工業者が、山形県内に本社や本店があり山形市内に事業所や支店がある法人、又は個人事業主であるもの。
- 4. 同一工事で、山形市が実施する他の補助金等(「山形市在宅介護支援住宅改修補助事業」、「山形市木造住宅耐震改修補助事業」、「介護保険住宅改修費支給制度」等)を受けないもの。(対象工事が明確に分けられていれば併用可能。)
- 5. 同一工事で、国が実施する他の補助金等(「子育てエコホーム支援事業」、「先進的窓リノベ事業」等)とは併用が可能です。
- 6. 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し、工事完了後速やかに実績(完了)報告書を提出できること。 実績(完了)報告書の最終期限は令和7年3月7日です。
- ※最終期限までに実績(完了)報告書を提出できなかった際は、補助金が交付されないため、ご注意下さい。

### ☆必要な持ち物

- 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書(受付会場に用意しております。)
- 家屋の平面図の写し(全ての階の間取りが分かるもの)
- リフォーム計画図と見積書の写し(作成業者の印があるもの)
- 代理人が手続きをする場合は委任状(申請者の印があるもの)
- 「移住世帯」による申込みの場合は住民票(世帯全員)の写し及び「移住世帯」で東日本大震災の被災地(岩 手、宮城、福島)からの移住による申込みの場合は戸籍の附票の写し
- 「空き家バンク登録空き家」による申込みの場合は、空き家バンクへの登録が分かる書類及び売買契約書 の写し
- 「豪雨被災住宅」による申込みの場合は、り災証明書の写し
- ※ 提出いただいた資料は返却できません。控えが必要な方はあらかじめ控えをお取りください。

### ☆当選された後(補助金交付申請時)に必要な書類

- 1. 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書 ※当選者に郵送します。
- 2. チェックシート ※当選者に郵送します。
- 3. 世帯全員(同居の親世帯、子世帯等)分の住民票の写し(市役所1階の市民課窓口で発行)
- 4. 資産証明書の写し(市役所2階の税務証明窓口 23番で発行)
- 5. 納税証明書の写し(令和5年度分)(市役所2階の税務証明窓口 23番で発行)
- 6. 所得額証明書の写し※世帯(同居親族)の中で最も収入の多い方のもの(同上窓口 23番で発行)
- 7. リフォーム工事計画図(全ての階の平面図、立面図、屋根伏図、配置図など)の写し
- 8. リフォーム工事費見積書の写し
- 9. 工事前写真(家屋全体と施工箇所)

## ☆ご利用にあたっての注意事項

- 1. 工事は山形市から「補助金交付決定通知書」が届いた日以降に、施工業者と工事請負契約等を締結してから 着手して下さい。(交付決定通知前の手付け金等は補助対象外になります。)
  - ※着手済みの工事や工事開始後に追加となった工事は補助の対象になりません。
- 2. 補助金の交付額は、リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の金額を比較し、低い 方の金額で最終的な補助金額を決定します。
- 3. 併用住宅(店舗、事務所等)の場合は居住部分のみ、マンションの場合は居住専用部分のみが対象。

### 別表

番号	工事内容
I – 1	屋根の塗装、修繕、葺き替え(破風、鼻隠しを含む)、雪止め(スノーストップ等)の設置、修
	<b>繕工事</b>
I - 2	雨樋の塗装、修繕、取り替える工事
I – 3	外壁の塗装、吹付け、修繕、張り替える工事
I – 4	軒天井の塗装、修繕、取り替える工事
<b>I</b> I − 1	床の修繕、張り替える工事
II - 2	畳替え、畳表替え
II - 3	内壁の塗装、修繕、張り替える工事、クロスを張り替える工事
II - 4	和室の塗り壁(じゅらく壁等)の修繕、塗り替える工事
II - 5	天井の塗装、修繕、塗り替える工事、クロスの張り替える工事
II-6	建具の修繕(修繕に伴うふすま紙、障子紙の張り替えを含む)、取り替える工事
Ⅲ-1	門(石、コンクリートブロック及び木製等)の築造、修繕工事
<b>Ⅲ-2</b>	塀(コンクリートブロック及び木製)の築造、修繕工事
<b>Ⅲ</b> -3	住宅地の土留め工事
<b>Ⅲ</b> -4	道路から玄関へのアプローチ(通路)の築造、修繕工事
<b>Ⅲ</b> −5	住宅に付属する車庫、物置の工事
<b>Ⅲ</b> -6	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事
<b>I</b> V− 1	その他市長が認める工事

# ☆山形市木造住宅耐震診断事業による耐震診断を受けた方

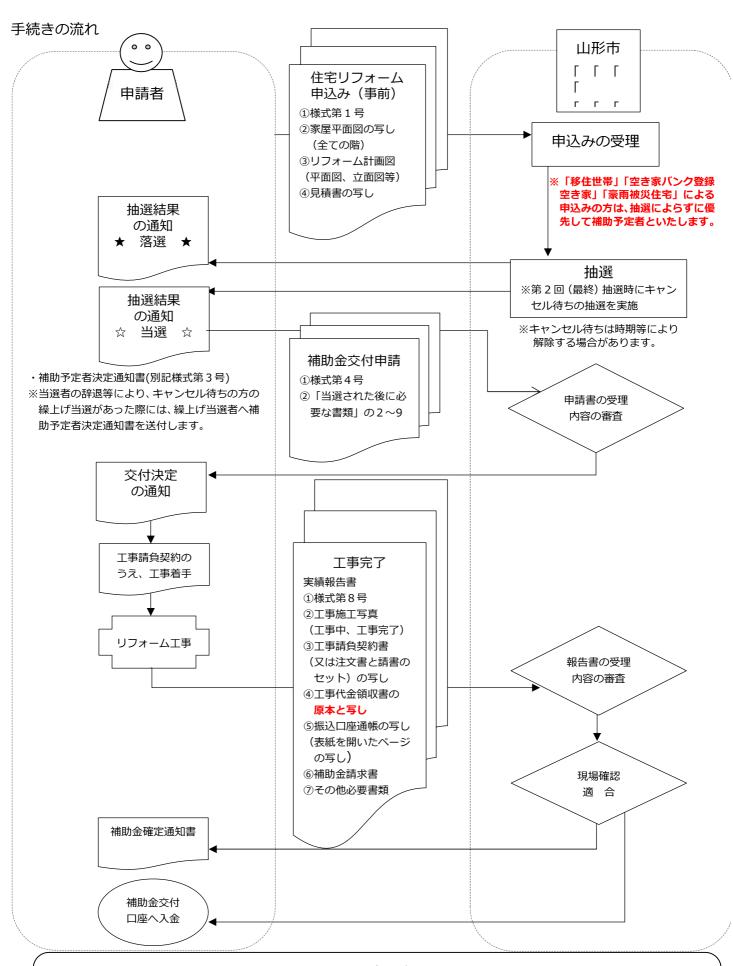
山形市長が認定した耐震診断士による耐震診断を受け、上部構造評点が 1.0 未満である方は、**減災・耐震部 分補強工事**による市補助の利用が可能です。

過去に山形市住宅リフォーム総合支援事業による補助を受けた建物等(敷地内)であっても、優先して補助 予定者といたします。また、減災・耐震部分補強工事による補助利用の場合に限り、所得の制限はありません。

対象となる工事内容 (下記の工事、及びそれに伴う撤去・復旧工事以外は対象になりません。)

- 〇 住宅の既存部分にある壁(幅 90cm 以上のものに限る。)を筋交いや構造用合板等で補強する工事
- 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事
- 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事
- 基礎の強度を上げる工事
- 〇 柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事

山形市木造住宅耐震診断事業について、詳しくは建築指導課へお問い合わせください。



☆☆ お問合せ先 ☆☆